

**新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づく
「緊急事態宣言・解除」に伴う日建連中国支部の事務局体制に関するお知らせ**

2021 年 6 月 18 日

一般社団法人 日本建設業連合会 中国支部

今般、新型コロナウイルスによる感染者数の急速な拡大を受けて、政府対策本部から「緊急事態宣言」が、支部所在地の広島県に発令されておりましたが、この度、6 月 20 日迄で、「緊急事態宣言を解除」されることが決定しました。

「緊急事態宣言」解除後は、広島県等の対応処置を確認しながら、事業活動を継続致しますので、お知らせいたします。

1. 事業体制

- 1) 6 月 21 日(月)からは、通常業務体制(8:45～17:15)と致します。
- 2) 自治体等より、感染防止対策が要請された場合は、その都度対応します。
業務体制に変更を伴う、感染防止対策を行う場合は、お知らせ致します。

【連絡先】

電話番号 082-243-3017 FAX 082-242-2380

以上